

人事委員会年報

平成27年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	6
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	7

第2章 事務局

一 組織	8
二 事務分掌	8

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	9
1 任用の意義、種類	9
2 任用の根本基準	9
3 任用の方法	9
二 採用試験等の状況	9
1 採用試験	9
2 昇任試験	17
3 選考による任用	17
三 育休任期付職員制度	18
四 任期付職員制度	19
五 任期付研究員制度	19
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	20
七 公益的法人等への職員派遣制度	20
八 臨時的任用	20

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	21
二 民間給与の実態	22
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	25
四 平成27年度支払監理の実施状況	32

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	33
二 勤務時間、休日及び休暇	33
三 職務に専念する義務の特例	34
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	34

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概説	35
二 厚生福利及び公務災害補償制度	35
三 勤務条件に関する措置要求	35
1 措置要求の意義	35
2 措置要求事案の取扱状況	35
四 不利益処分に関する不服申立て	36
1 不服申立ての意義	36
2 不服申立事案の取扱状況	36
五 職員からの苦情処理	36
1 苦情処理の意義	36
2 苦情申出事案の取扱状況	36

第5章 職員団体

一 概説	37
二 職員団体の登録	37
1 登録の意義及び効果	37
2 登録職員団体	37
3 平成27年度の職員団体登録申請取扱件数	38
三 管理職員等の範囲の指定	38

第6章 労働基準監督

一 概説	39
二 労働基準監督の職権行使の区分	39
1 人事委員会が職権を行使する機関	39
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	40
三 労働基準監督の職権の内容	40
1 労働基準法に基づく職権	40
2 労働安全衛生法に基づく職権	40
四 平成27年度 of 取組状況	41
1 労働基準監督事項の取扱状況	41
2 その他	42
五 平成27年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	42

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概説	43
二 受託団体	43
1 町村	43
2 一部事務組合	44
3 広域連合	44
三 受託事務の内容	44
四 受託事務の取扱状況	45
1 措置要求事案の取扱状況	45
2 不服申立事案の取扱状況	45
3 苦情申出事案の取扱状況	45
4 職員団体の登録状況	45
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	46
6 管理職員等の範囲の指定の状況	46

人事委員会委員・事務局職員名簿	47
-----------------	----

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

（3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・勤務成績の評定、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	平成27.4.23	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について 議案第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第4号 平成27年職種別民間給与実態調査の実施について
2	平成27.5.8	報告第1号 2015年度給与勧告等に関する要求書について
3	平成27.5.20	議案第1号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 人事委員会規則及び人事委員会委員長通知の一部改正について（勤勉手当関係） 議案第3号 人事委員会告示の一部改正について（選考により採用又は昇任させる職） 議案第4号 「2015年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について 議案第5号 解雇予告の除外認定について
4	平成27.6.3	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第2号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について 議案第3号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について 議案第4号 平成27年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について 議案第5号 選考により採用することができる職に係る承認について
5	平成27.6.18	議案第1号 職員の昇任選考について
6	平成27.6.25	議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係等）
7	平成27.7.8	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第4号 人事委員会規則の一部改正について（管理職手当に関する規則関係）

回	年 月 日	議 事
8	平成27.8.21	<p>議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第4号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第5号 不服申立ての受理及び審査員の指名について</p> <p>報告第1号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の採用候補者の決定について</p> <p>報告第2号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について</p>
9	平成27.9.3	<p>報告第1号 平成27年度新規採用職員アンケート調査結果について</p> <p>報告第2号 2015年度給与勧告等に関する要求書について</p>
10	平成27.9.9	報告第1号 平成24年度支払監理における口頭指摘事項への対応状況について
11	平成27.9.17	議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除について
12	平成27.9.25	<p>議案第1号 職員の採用選考について</p> <p>報告第1号 平成27年介護休暇制度等に関する意識アンケートの結果概要について</p>
13	平成27.10.2	<p>議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第4号 平成27年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第5号 「2015年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について</p>
14	平成27.10.6	<p>議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について</p> <p>議案第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：事務・土木・獣医師））の実施について</p>
15	平成27.10.19	<p>議案第1号 人事委員会規則等の一部改正について（常勤看護師設置関係）</p> <p>議案第2号 人事委員会規則の一部改正について（管理職手当に関する規則関係）</p>

回	年 月 日	議 事
16	平成27. 11. 16	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
17	平成27. 11. 30	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 人事委員会委員長通知の一部改正について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 報告第1号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者の決定について 報告第2号 平成27年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者の決定について
18	平成27. 12. 22	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：事務・土木・獣医師））の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 職員の採用選考について 議案第3号 人事委員会規則等の改正について（給与勧告関係） 議案第4号 選考により採用することができる職に係る承認について 報告第1号 平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の採用候補者の決定について 報告第2号 職員からの苦情相談について（事案番号27年－2号） 報告第3号 職員からの苦情相談について（事案番号27年－3号）
19	平成28. 1. 29	議案第1号 平成27年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：事務・土木・獣医師））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成28年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について 議案第3号 鳥取県警察職員採用試験の事務を行う権限の委任に関する協定書の改定について
20	平成28. 2. 8	議案第1号 平成28年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の実施について 議案第2号 人事委員会規則の一部改正（初任給調整手当の支給に関する規則関係）
21	平成28. 2. 16	議案第1号 不服申立ての受理及び審査員の指名について 議案第2号 人事委員会委員長通知の一部改正（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用通知）
22	平成28. 2. 26	議案第1号 条例案に対する本委員会の意見について

回	年 月 日	議 事
23	平成28. 3. 4	議案第 1 号 職員の採用選考について 議案第 2 号 職員の昇任選考について 議案第 3 号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第 4 号 人事委員会定めの設定について（退職管理制度関係） 報告第 1 号 事業場調査結果報告について 報告第 2 号 職員団体の登録の抹消について 報告第 3 号 職員からの苦情相談について
24	平成28. 3. 18	議案第 1 号 職員の採用選考について
25	平成28. 3. 29	議案第 1 号 人事委員会規則等の設定について（退職管理関係） 議案第 2 号 人事委員会規則等の一部改正等について（任用規則等関係） 議案第 3 号 人事委員会規則等の一部改正について（行政不服審査法等改正関係） 議案第 4 号 人事委員会規則の一部改正について（給与勧告関係） 議案第 5 号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正関係等） 議案第 6 号 人事委員会規則等の一部改正について（勤務時間関係） 議案第 7 号 人事委員会規則等の一部改正について（特殊勤務手当関係） 議案第 8 号 人事委員会委員長通知の新設について（通勤手当関係）

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規則名	概要
平成27. 5. 20	14	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成27. 6. 30	15	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27. 6. 30	16	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27. 6. 30	17	特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27. 6. 30	18	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27. 7. 10	19	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27.10. 23	20	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27.10. 23	21	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27.10. 23	22	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成27.12. 24	23	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成27.12. 24	24	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成27.12. 24	25	地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 2. 9	1	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
平成28. 3. 31	2	鳥取県職員の退職管理に関する規則	地方公務員法等の一部改正に伴う制定
平成28. 3. 31	3	職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則等の一部を改正する規則	地方公務員法等の一部改正に伴う改正
平成28. 3. 31	4	職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則	行政不服審査法等の一部改正に伴う改正
平成28. 3. 31	5	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴う改正
平成28. 3. 31	6	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

公布年月日	規則番号	規則名	概要
平成28. 3. 31	7	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う改正
平成28. 3. 31	8	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 3. 31	9	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	子育て部分休暇及び高齢者部分休業の導入に伴う改正
平成28. 3. 31	10	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 3. 31	11	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成28. 3. 31	12	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	小学校の統廃合に伴う改正
平成28. 3. 31	13	単身赴任手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則	国の給与制度の総合的見直しを踏まえた改正
平成28. 3. 31	14	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	フレックスタイム制及び子育て部分休暇の導入に伴う改正
平成28. 3. 31	15	職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	高齢者部分休業の導入に伴う改正
平成28. 3. 31	16	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

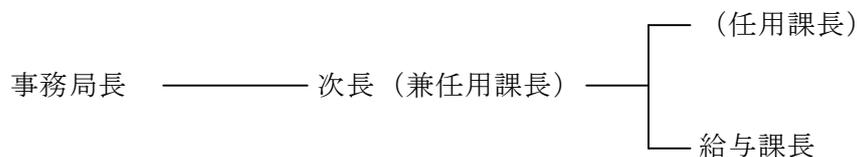
地方公務員法第5条第2項の規定により、平成27年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照会年月日	条例案名	意見の申し出の概要
回答年月日		
平成27年11月30日	・職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成27年11月30日		
平成28年2月22日	・仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の設定について ・鳥取県職員の退職管理に関する条例の設定について ・職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成28年2月29日		
	・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	

第2章 事務局

一 組織（平成28年4月1日現在）

職員定数 11人 現員 13人



二 事務分掌

課名	事務分掌
任用課	1 任用及び服務制度に関すること。 2 職員の研修及び人事評価制度に関すること。 3 人事記録に関すること。 4 職員の分限及び懲戒に関すること。 5 勤務条件に関する措置の要求に関すること。 6 不利益処分に関する審査請求に関すること。 7 職員からの苦情処理に関すること。 8 職員の厚生福利制度に関すること。 9 退職管理に関すること。 10 公平委員会の受託事務に関すること。 11 人事委員会の会議に関すること。 12 事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。 13 事務局の庶務に関すること。
給与課	1 給与制度に関すること。 2 給与の支払監理に関すること。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関すること。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5 旅費に関すること。 6 職員の勤務時間及び休暇に関すること。 7 職員団体に関すること。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。（地方公務員法第17条第1項）

2 任用の根本基準

- ① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。（地方公務員法第13条）
- ② 任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。（地方公務員法第15条）

3 任用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。（地方公務員法第17条第3項）

二 採用試験等の状況

1 採用試験

(1) 平成27年度の特徴

- 大学卒業程度の薬剤師（調剤コース）を廃止し、県立病院に勤務する薬剤師については病院局が採用試験を実施した。
- 民間企業等経験者対象に事務（地方創生コース）を新設した。
- 民間企業等経験者対象において事務の経験要件のうち常勤要件を廃止した。
- 身体障がい者対象において「介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、活字印刷文による出題に対応できる人」の要件を廃止し、点字受験を可能とした。
- 警察官Aに警察官（サイバー犯罪捜査官）を新設した。
- 大学卒業程度の事務（一般コース、総合分野コース）の追加試験を実施した。

(2) 平成27年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県 職 員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) (総合分野コース) 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 水産 建築 機械	薬剤師 (公衆衛生コース) 保健師 35歳以下 獣医師 50歳以下 その他の職種 22歳以上35歳以下 (飛)	事務 (総合分野コース) 以外 教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式又は 択一式及び記述式) 論文試験 適性検査 事務 (総合分野コース) 教養試験 (択一式) エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
	追加募集 事務 (一般コース) (総合分野コース) 土木 獣医師	獣医師 50歳以下 その他の職種 22歳以上35歳以下 (飛)	事務 (総合分野コース) 以外 教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式) 論文試験 適性検査 事務 (総合分野コース) 教養試験 (択一式) エントリーシート 論文試験 適性検査	人物試験
県 職 員 (民間企業等 経験者対象)	事務 (地方創生コース) (一般コース) 土木	59歳以下	事務 基礎能力試験(択一式) エントリーシート 論文試験 適性検査 土木 基礎能力試験(択一式) 専門試験(択一式)	事務 人物試験 土木 人物試験 専門試験

			論文試験 適性検査	(口述式)
県職員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員 司書	35歳以下	教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (高卒程度)	一般事務 土木 警察事務	警察事務以外 18歳以上21歳以下	警察事務以外 教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式) 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ	警察事務以外 人物試験
		警察事務 18歳以上23歳以下	警察事務 教養試験 (択一式) 適性検査	警察事務 人物試験 作文試験 身体検査
県職員 (身体障がい者対象)	一般事務	18歳以上35歳以下	教養試験 (択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道 サイバー犯罪捜査官	サイバー犯罪捜査官以外 33歳以下 サイバー犯罪捜査官 38歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 論文試験 適性検査 身体検査 体力検査 実技 専門試験 ※実技は武道のみ ※専門試験はサイバー犯罪捜査官のみ
	2回目 男性 女性			
警察官 (警察官B)	男性 女性	18歳以上33歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	人物試験 作文試験 適性検査 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
 ※(飛)は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
 ※第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。
 (身体障がい者対象・一般事務の作文試験は、第1次試験で評価。)

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) (総合分野コース) 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) 保健師 農業 林業 土木 獣医師 畜産 水産 建築 機械	5月 8日 ～25日	6月28日	7月 9日	7月29日 ～8月12日 (土日除く)	8月24日
	追加募集 事務 (一般コース) (総合分野コース) 土木 獣医師	10月23日 ～ 11月16日	12月 6日	12月22日	1月16日 ～17日	1月29日
県職員 (民間企業等 経験者対象)	事務 (地方創生コース) (一般コース) 土木	5月 8日 ～25日	6月28日	7月 9日	7月25日 ～26日	8月24日
県職員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員 司書	7月31日 ～ 8月17日	9月27日	10月 7日	10月27日 ～29日	11月13日
県職員 (高卒程度)	一般事務 土木 警察事務	7月31日 ～ 8月17日	9月27日	10月 7日	警察事務以外 10月27日 ～29日 警察事務 10月30日	警察事務以外 11月13日 警察事務 11月27日

県職員 (身体障がい者対象)	一般事務	7月31日 ～ 8月17日	9月20日	10月7日	10月26日	11月13日
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性:武道/柔道 男性:武道/剣道 サイバー犯罪捜査官	4月3日 ～20日	5月10日	5月21日	8月3日 ～5日	8月21日
	2回目 男性 女性	7月31日 ～ 8月31日	9月20日	10月7日	11月12日 ～13日	12月24日
警察官 (警察官B)	男性 女性	7月31日 ～ 8月17日	9月20日	10月7日	11月5日 ～6日	11月27日

③ 実施結果 ※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。
 (ア) 県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)	
			男	女	計	男	女	計	男	女	計			
当初募集	事務 (一般コース)	20名程度	20名程度	182	101	283	154	85	239	11	9	20	12.0	17
	事務 (環境コース)	1名程度	1名程度	8	1	9	5	0	5	1	0	1	5.0	1
	事務 (総合分野コース)	6名程度	8名程度	43	33	76	37	31	68	4	4	8	8.5	6
	社会福祉 (福祉コース)	4名程度	6名程度	12	18	30	7	16	23	1	5	6	3.8	6
	社会福祉 (心理コース)	1名程度	1名程度	1	4	5	0	4	4	0	1	1	4.0	1
	総合化学 (一般コース)	1名程度	1名程度	18	7	25	14	6	20	0	1	1	20.0	1
	総合化学 (食品化学コース)	1名程度	2名程度	3	6	9	3	3	6	1	1	2	3.0	2
	薬剤師 (公衆衛生コース)	2名程度	2名程度	3	1	4	2	1	3	1	1	2	1.5	1
	保健師	2名程度	5名程度	1	10	11	1	10	11	1	4	5	2.2	3
	農業	3名程度	7名程度	19	12	31	15	10	25	6	1	7	3.6	7
	林業	3名程度	2名程度	8	2	10	5	1	6	1	1	2	3.0	2
	土木	9名程度	11名程度	21	3	24	14	3	17	8	3	11	1.5	11
	獣医師	4名程度	4名程度	2	3	5	2	3	5	1	3	4	1.3	2
	畜産	1名程度	0名程度	0	1	1	0	0	0	0	0	0	-	0
	水産	2名程度	3名程度	10	1	11	6	1	7	3	0	3	2.3	3
	建築	1名程度	1名程度	5	3	8	4	3	7	1	0	1	7.0	1
	機械	1名程度	1名程度	6	0	6	4	0	4	1	0	1	4.0	1
小計	62名程度	75名程度	342	206	548	273	177	450	41	34	75	6.0	65	
追加募集	事務 (一般コース)	2名程度	3名程度	102	30	132	48	16	64	2	1	3	21.3	3
	事務 (総合分野コース)	2名程度	5名程度	95	32	127	53	18	71	5	0	5	14.2	5
	土木	1名程度	3名程度	12	0	12	7	0	7	3	0	3	2.3	3
	獣医師	2名程度	1名程度	1	1	2	1	1	2	0	1	1	2.0	1
	小計	7名程度	12名程度	210	63	273	109	35	144	10	2	12	12.0	12
計	69名程度	87名程度	552	269	821	382	212	594	51	36	87	6.8	77	

(イ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務 (地方創生コース)	2名程度	4名程度	42	10	52	30	8	38	4	0	4	9.5	2
事務 (一般コース)	5名程度	7名程度	231	59	290	150	44	194	6	1	7	27.7	6
土木	2名程度	2名程度	12	1	13	10	0	10	2	0	2	5.0	1
計	9名程度	13名程度	285	70	355	190	52	242	12	1	13	18.6	9

(ウ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	1名程度	1名程度	3	13	16	3	10	13	1	0	1	13.0	1
公立学校 栄養職員	3名程度	3名程度	2	33	35	1	30	31	0	3	3	10.3	2
司書	2名程度	2名程度	7	33	40	6	29	35	0	2	2	17.5	2
計	6名程度	6名程度	12	79	91	10	69	79	1	5	6	13.2	5

(エ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	7名程度	9名程度	46	27	73	38	26	64	6	3	9	7.1	7
土木	1名程度	0名程度	2	1	3	1	0	1	0	0	0	-	0
警察事務	2名程度	4名程度	25	42	67	16	29	45	1	3	4	11.3	3
計	10名程度	13名程度	73	70	143	55	55	110	7	6	13	8.5	10

(オ) 県職員採用試験(身体障がい者対象・高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)			第1次試験受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
			男	女	計	男	女	計	男	女	計		
身体障がい者対象 一般事務	2名程度	2名程度	4	3	7	4	2	6	1	1	2	3.0	1

(カ)警察官採用試験(警察官A)

試験区分	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)	
1 回 目	男性	25名程度	21名程度	102	99	21	4.7	15
	女性	3名程度	7名程度	23	21	7	3.0	5
	男性 (武道/柔道)	2名程度	1名程度	3	3	1	3.0	1
	男性 (武道/剣道)	2名程度	0名程度	3	3	0	-	0
	サイバー犯 罪捜査官	1名程度	0名程度	1 (0)	1 (0)	0 (0)	-	0 (0)
	小計	33名程度	29名程度	132	127	29	4.4	21
	2 回 目	男性	3名程度	2名程度	39	30	2	15.0
女性	1名程度	1名程度	9	7	1	7.0	1	
小計	4名程度	3名程度	48	37	3	12.3	2	
計	37名程度	32名程度	180	164	32	5.1	23	

※サイバー犯罪捜査官の()は女性の内数。

(キ)警察官採用試験(警察官B)

試験区分	公告時採用 予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	16名程度	21名程度	104	90	21	4.3	20
女性	2名程度	4名程度	20	18	4	4.5	4
計	18名程度	25名程度	124	108	25	4.3	24

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 平成27年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	133	133	14	9.5
係長(警部補)	79	78	30	2.6
主任(巡査部長)	95	95	40	2.4
計	307	306	84	

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

3 選考による任用

(1) 選考により採用・昇任させる職

選考により採用・昇任させる職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書きによる承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難しい場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種とし直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

平成24年度には、他の地方公共団体から派遣される者(市町村職員等)、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加した。

平成25年度には、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加した。

なお、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」については、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を、平成23年度に「原子力技術」の職を、平成25年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成26年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成27年度に「公文書館の専門員」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

① 人事委員会があらかじめ承認した職(採用、昇任共通。一部採用のみ)

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員(採用のみ)、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員(採用のみ)、一般職非常勤職員(採用のみ)、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者をもって補充しようとする職(採用のみ)ほか

② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職(採用のみ)

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職及び公文書館の専門員の職

③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職(採用のみ)

保育士の職、薬剤師(病院薬剤師を除く)の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

④ 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員

会の承認を要する職（採用のみ）

かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

- ⑤ 単純な労務に従事する職員の職（採用、昇任共通）
- ⑥ 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職（昇任のみ）

(2) 選考による採用・昇任の状況（平成27年度中の選考の実施状況）

① 選考による採用

(単位：人)

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	18	20	5	—	1	22	—	66
教育委員会	4	8	13	—	3	—	1	29
警察本部	1	6	—	17	—	—	—	24
企業局	—	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	1	—	—	—	134	—	135
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	23	35	18	17	4	156	1	254

② 選考による昇任

(単位：人)

任命権者	行政職 職員	教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
知事	18	—	—	—	—	—	18
教育委員会	2	—	—	—	—	—	2
警察本部	—	—	18	—	—	—	18
企業局	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	—	—	—	2	—	2
県議会	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
計	20	—	18	—	2	—	40

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

- (2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）
平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条第3項ただし書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一つとした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 平成27年度採用に係る承認実績

なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

1 対象

(1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当

該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事させる場合

- 2 平成27年度採用に係る承認実績
なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第3条第2項

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

平成27年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

26年度末 派遣人数	27年度中実績		27年度末 派遣人数
	派遣	復帰	
1	0	0	1

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第9条第2項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

平成21年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

平成27年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

26年度末 派遣人数	左のうち26年度 中派遣期間終了 人数	27年度中実績		27年度末 派遣人数
		派遣	復帰等	
50	12	14	1	51

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第9条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成27年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任命権者	採用	期間更新	計
知事	39	12	51
教育委員会	495	468	963
警察本部	1	—	1
計	535	480	1,015

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成27年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成27年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,168	43.2	21.3	71.2	6.6	22.3	—	66.8	33.2
公安職給料表	1,219	36.9	15.9	55.9	3.8	40.3	0.1	92.0	8.0
教育職給料表(1)	1,706	45.5	22.8	95.1	2.3	2.6	—	58.0	42.0
教育職給料表(2)	3,679	45.4	22.7	99.2	0.8	—	—	48.6	51.4
研究職給料表	156	41.5	18.1	99.4	0.6	—	—	83.3	16.7
医療職給料表(1)	22	43.1	18.6	100.0	—	—	—	63.6	36.4
医療職給料表(2)	118	40.4	17.1	78.0	22.0	—	—	48.3	51.7
医療職給料表(3)	49	39.8	16.0	10.2	89.8	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	38	39.8	19.0	26.3	42.1	31.6	—	100.0	0.0
全給料表	10,155	43.5	21.3	83.6	4.0	12.3	0.0	61.6	38.4

(2) 平均給与月額

(平成27年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	310,460 円	341,840 円
扶養手当	9,296	9,037
住居手当	8,232	5,865
地域手当	762	423
その他の手当	6,114	8,833
合計	334,864	365,998

(注) 給料には、教職調整額を含む。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所216事業所のうち、無作為に抽出した153事業所（うち15事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

（1）産業別、事業所規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	3,000人 以上	1,000人 ～ 2,999人	500人 ～ 999人	100人 ～ 499人	50人 ～ 99人
農 業 ・ 林 業	事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	8	2	—	—	3	3
製 造 業	57	1	2	4	33	17
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	25	8	1	3	8	5
卸 売 ・ 小 売 業	11	2	—	—	7	2
金 融 ・ 保 険 業 、 不 動 産 業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	30	—	3	10	11	6
合 計	138	13	7	18	66	34

(2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)
支 店 長	人 11	歳 53.7	円 702,099	円 0	円 702,099
工 場 長	2	※	※	※	※
事 務 部 長	100	52.6	521,698	287	521,411
技 術 部 長	49	52.5	549,373	966	548,407
事 務 部 次 長	54	51.3	475,869	738	475,131
技 術 部 次 長	14	55.2	551,925	113	551,812
事 務 課 長	191	49.1	493,304	5,894	487,410
技 術 課 長	108	49.3	509,683	8,424	501,259
事 務 課 長 代 理	110	47.3	440,296	57,348	382,948
技 術 課 長 代 理	29	48.2	481,980	55,670	426,310
事 務 係 長	281	44.5	367,611	43,760	323,851
技 術 係 長	150	44.9	431,560	68,610	362,950
事 務 主 任	232	42.3	308,419	28,107	280,312
技 術 主 任	168	41.5	390,178	69,128	321,050
事 務 係 員	1,181	38.2	265,912	25,634	240,278
技 術 係 員	781	37.9	342,648	59,015	283,633

(注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を※としている。

2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	187,017 円
	短 大 卒	162,837 円
	高 校 卒	154,681 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	10,411 円
配 偶 者 と 子 1 人	15,029 円
配 偶 者 と 子 2 人	19,001 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.13 月分	2.18 月分	2.01 月分	2.35 月分
上 半 期	1.96	2.16	1.85	1.08
年 間 の 計	4.09	4.33	3.85	3.43

1 下半期は平成26年8月から平成27年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成27年10月6日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

I 報告の概要

第1 職員の給与に関する報告

1 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

県内民間事業所の給与の状況、国や他の地方公共団体の職員給与、職員の士気の確保、優秀な人材の確保、職員の労働基本権制約の代償措置であるという人事委員会の給与勧告制度の趣旨等を総合的に勘案し、次のとおり判断した。

(1) 給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきた。この結果、近年の公民較差の解消を目的とした月例給の改定等を通じて、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、全国で最も低い水準となっているところである。

本年の職種別民間給与実態調査によると、本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を4,253円(1.26%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、初任給について民間との間に差があることを踏まえ、俸給表について初任給を含む若年層を重点的に改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

また、本県における地域手当及び単身赴任手当の制度は国に準じていることから、本年の人事院勧告による改定に準じて改定を行うことが適当であると判断した。

イ 特別給

特別給については、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を0.09月分下回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

本年の人事院勧告においては、支給月数の引上げ分について、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとされている。本県における支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、国及び他の地方公共団体の勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等も踏まえ、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分することが適当であると判断した。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うこととし、給料表の水準を平均1.4%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

給料表の改定状況に準じた改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、国に準じた改定を行う。

(ウ) 地域手当

本年の人事院勧告においては、地域手当の支給割合について、本年の月例給の官民較差の解消分として、本年4月に遡って一部改定するとともに、給与制度の総合的見直し分として、平成28年4月1日から、給与法に定める割合とすることとされており、本県においても、国に準じた改定を行う。

(エ) 単身赴任手当

本年の人事院勧告においては、単身赴任手当の基礎額を4,000円引き上げ30,000円に、加算限度額を12,000円引き上げ70,000円にそれぞれ平成28年4月1日から引き上げることとされており、本県においても、国に準じた改定を行う。

(オ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.10月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当に0.03月分、勤勉手当に0.07月分をそれぞれ配分し、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当をそれぞれ引き上げ、平成28年度以降の年間支給月数については、期末手当を2.53月分（特定幹部職員にあっては2.13月分）、勤勉手当を1.57月分（特定幹部職員にあっては1.97月分）とする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

(3) 実施時期等

ア 給料表

前記（2）ア（ア）及び（イ）の給料表の改定は、平成28年1月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

イ 諸手当

(ア) 管理職手当

前記（2）イ（ア）の管理職手当の改定は、平成28年1月1日から実施する。

(イ) 初任給調整手当

前記（2）イ（イ）の初任給調整手当の改定は、平成28年1月1日から実施する。

(ウ) 地域手当

前記(2)イ(ウ)の地域手当の改定は、国において平成27年4月1日から実施するものについては平成28年1月1日から実施する。また、平成28年4月1日から、給与条例に定める支給割合とする。

(エ) 単身赴任手当

前記(2)イ(エ)の単身赴任手当の改定は、平成28年4月1日から実施する。

(オ) 期末手当・勤勉手当

前記(2)イ(オ)の期末手当・勤勉手当の改定は、平成27年12月1日から、実施する。

2 給与制度等の見直し

教育職給料表の一本化について

教育職給料表の一本化については、これまでの本委員会の報告の中で、教育委員会がより一層の主体性を持ち、課題解消に向け精力的に幅広く検討する努力をすべきことを繰り返し述べ、近年は教育委員会の取組を注視してきたところである。しかし、教育委員会の取組状況からは課題解消に向けた具体的な成果はうかがえなかったため、昨年、教育委員会に対して、これまでの検討や取組の経過などを踏まえ、教育職給料表の一本化についての明確な態度や具体的な課題を明らかにされるよう要請した。

これに対し、教育委員会からは、給料表の一本化を図るべきとの意見は理解しており、給料表の一本化に当たって解決すべき管理職登用率の較差解消は早急な解決が困難な課題であるが、課題の解決に向けて、県立高等学校において、概ね4年後を目途に、エキスパート教員のさらなる増員とともに地域はもとより全県的な連携を意識した活動内容の充実を図った上で、エキスパート教員認定制度についての検証を行い、その結果を踏まえて指導教諭の設置について検討したいとの考えが示された。

また、併せて、給料表の一本化の検討を開始した当時と比べ、他県との給与水準の較差が拡大し、県立学校における業務についても以前と比べて新たな分野への対応などが必要となっており、教員に求められる専門性や困難性は今後も高まっていくことが見込まれる状況があり、そのような中で一本化により給与水準が引き下げとなった場合、専門性の高い人材の確保の困難性が高まるとともに、教員のモチベーションの維持や高揚に悪影響を与え、学校現場での教育効果を損なうことが大いに懸念されるため、現時点では、教育職給料表の一本化は困難との考えも示された。

本委員会としては、教育職給料表の一本化に向けた課題の解消について検討を要請してから既に6年が経過していることを踏まえると、教育委員会におけるこれまでの課題解消に向けた取組の姿勢は看過できないが、この度、教育委員会から上記のような考え方が示され、概ね4年間の期間を設定した上で、今後の課題解消に向けた検討の見通しについて具体的に示されたこと、また、人材確保等の懸念については本委員会として具体的に判断しかねるところではあるが、勧告を強行することにより現場に無用の混乱を招くことは本意ではないことなどから、当面、教育委員会の状況を注視していくこととする。

なお、教育委員会におかれては、エキスパート教員認定制度についての検証並びにその結果を踏まえた新職設置の検討をできる限り速やかに行うよう、強く要請する。

第2 人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことも踏まえながら、男性職員の育児や介護と仕事との両立支援制度活用が進むよう取り組むことが大切である。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の達成状況を把握し、取組の成果や課題、社会環境の変化、職員のニーズなどを踏まえ、仕事と家庭生活の両立に向けたより実効性のある新たな計画を策定し、着実に取組を進めていくことが求められている。

介護については、国において、介護に関わる職員の多くは管理職等重要な職責を果たす必要がある世代に当たること、少子化や男女の役割分担に関する意識の変化に伴い男性職員も介護に関わることが求められていること、介護にかかる期間の長期化が懸念されること等を考慮する必要がある。本委員会が、平成27年7月に40歳及び50歳の職員を対象に実施した介護休暇制度等に関する意識アンケートの結果では、回答した職員のうち3人に1人が、現在又は過去において家族が要介護状態になったことがあるとしており、本県においても、国の課題意識と同様の状況があると考えられることから、国の動向等も注視しながら、仕事と介護の両立支援に取り組む必要がある。

2 フレックスタイム制

国においては、研究職俸給表や専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員等に限り、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制が適用されている。

平成27年7月に本委員会が実施した、介護休暇等の制度を利用したことのある職員を対象とした介護休暇制度等に関する意識アンケートの結果では、回答した職員の約6割が「仕事と介護とを両立するための働き方として有効であると考えられるもの」として、「1日の勤務時間の短縮」をあげる一方、約4割の職員が「フレックスタイム勤務」をあげており、フレックスタイム制は介護と仕事の両立支援に一定程度資するものと考えられる。

本県においても、公務能率の一層の向上、職員の仕事と育児や介護等との両立の推進、人材確保等は重要な観点であることから、現場の実態を踏まえながら、公務の運営に支障が生じないことを前提として、国と同様のフレックスタイム制の導入について、研究を進める必要がある。

3 時間外勤務の縮減対策

時間外勤務縮減のためには勤務実態の正確な把握が不可欠であり、ICカード職員証など情報技術を活用した出退勤管理のためのシステムの整備を契機とし、出退勤時間の把握、時間外勤務の要因分析及び課題の解消など、現場の状況を適宜適切に把握した上で現在の取組を点検して、時間外勤務の縮減に向けた実効性を伴う具体的取組に繋げていくことが肝要である。

4 労働災害の防止

法令遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組むこと

が必要である。

日頃から職場巡回などで危険因子の発見に努め、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

衛生委員会は、法的義務の有無に関わらず設置、開催することが望ましく、各任命権者において開催に取り組まれているが、今後ともより一層積極的な取組が行われる事を期待する。

5 職員の健康保持

長期療養者に占める精神疾患の割合は高く、メンタルヘルス対策への取組は不可欠であり、引き続き、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が必要である。

精神疾患については予防的な取組が重要であり、相談しやすい環境の整備を行い早期発見に努めるとともに、職場復帰に向けては、復職後も含めて職場全体による支援体制の充実が必要である。

労働安全衛生法の改正によりストレスチェックの実施が義務付けられたことも踏まえ、各任命権者においては、精神疾患に関する予防や早期発見・早期対応に係る現在の取組について点検し、それぞれの課題に応じたメンタルヘルス対策に力を注いでいく必要がある。

6 良好で働きやすい職場環境の確保

職場全体の士気や業務効率等の観点から、重要な課題である。

各任命権者においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止に向けた指針等の策定、職員研修など、防止、解消に向けた取組が進められているところであるが、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

7 高齢期の雇用問題

雇用と年金の確実な接続について、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、平成25年3月の閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講じることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされている。

本委員会としても、引き続き国の動向を踏まえながら再任用職員の適切な給与水準を検討していくとともに、各任命権者においては、定年退職者のうち県での任用を希望する者について、再任用又は非常勤の職員として再雇用に努めているが、同通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、雇用と年金の接続が確実に行われるよう引き続き取り組む必要がある。

8 非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用

臨時的任用職員・非常勤職員の勤務条件については、引き続き、能力等が十分に発揮できるように、平成26年7月の総務省通知で定められている任用・勤務条件についての趣旨を踏まえ、任用方法や勤務条件の整備・改善を行うことが重要である。

障がい者の雇用については様々な取組が行われているところであるが、各任命権者にお

いては、雇用を一層促進するための諸課題について、引き続き検討を行い、更なる具体策を講じていくことが必要である。

9 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に処遇に反映していくことが重要であることから、職員の人事配置及び昇任管理等に当たっては、職員の能力・適性に基づく公正な人事運用を進めることが肝要になる。

人事評価制度は、職員の任免、給与などの処遇を決定する根拠となる重要な仕組みである。制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させていく必要がある。

任命権者においては、実態を把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。

II 勧告の概要

1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,300円とすること。

(イ) 医療職給料表（1）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.375月分とし、勤勉手当の支給割合を0.82月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.735月分とし、勤勉手当の支給割合を0.42月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.175月分とし、勤勉手当の支給割合を1.02月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.635月分とし、勤勉手当の支給割合を0.52月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.17月分及び1.36月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.785月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.73月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.395月分及び0.4月分とすこ

と。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.97月分及び1.16月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.985月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.525月分及び0.63月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.495月分及び0.5月分とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.67月分とすること。

イ 平成28年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.48月分及び1.62月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成27年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.67月分とすること。

イ 平成28年6月以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.48月分及び1.62月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成28年1月1日から実施すること。ただし、1の（2）のイの（ア）、2の（2）のア及び3の（2）のアについては平成27年12月1日から、1の（2）のイの（イ）、2の（2）のイ及び3の（2）のイについては平成28年4月1日から実施すること。

Ⅲ 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成27年11月議会において、県給与条例等の改正が行われ、当該勧告どおりに条例改正が行われた。

四 平成27年度支払監理の実施状況

任命権者	所 属 名	支払監理の主な目的
知事部局	観光交流局まんが王国官房 福祉保健部子育て王国推進局 子育て応援課	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の事前申請等の状況の把握 ・勤務時間（開始時間・終了時間）の把握状況・方法の把握 ・時間外勤務命令・実績確認の状況の把握 ・時間外勤務の要因・縮減策の把握 ほか
教育委員会	鳥取東高等学校 八頭高等学校	
警察本部	鳥取警察署	
計	5 所属	

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項及び第6項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（平成6年発鳥人委59号）及び臨時的任用職員の休暇について（平成6年発鳥人委60号）の改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
臨時的任用職員（通年的任用職員）の夏季休暇取得可能日数の拡大	<ul style="list-style-type: none">・ 臨時的任用職員のうち、通年的任用職員について、夏季休暇の取得可能日数を3日（改正前2日）とした。・ 県費負担教職員についても上記に準じて改正した。	平成27. 4. 1	通知の改正

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。平成27年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第70回国民体育大会に鳥取県代表のトレーナー（卓球競技）として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	平成27.9.17

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。平成27年度承認事例なし。

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

平成27年度においては、前年度からの係属事案は0件、新規要求事案は0件、年度中処理事案は0件、年度末の未処理事案は0件となっている。

四 不利益処分に関する不服申立て

1 審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に不服申立てを行うことができ、これを受けて人事委員会は、この不服申立てについて審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 不服申立事案の取扱状況

平成27年度においては、前年度からの係属事案は1件、及び新規要求事案は2件、年度中の処理事案0件で、年度末の未処理事案は3件となっている。

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

平成27年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案2件、年度中の処理事案2件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成27年度中処理事案

事案名	申出人	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
平成27年 - 2号	A	再任用の勤務条件 に関する不満	申出人への聞取 及び助言	平成27年7月27日
	面談			平成27年11月16日
平成27年 - 3号	B	人事評価に関する 疑問及び不満	関係者への聞取 及び助言	平成27年11月19日
	書面			平成27年12月1日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。
- ③ 職員団体の役員の在籍専従が認められること。

2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 平成 27 年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0 件
変 更 登 録	役員変更	3 件
	規約変更	0 件
合 計		3 件

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 30 号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成27. 6. 30	16	組織改正及び職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行った。
平成28. 3. 31	10	組織改正及び職の新設・改廃に伴い、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（平成28年3月31日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	54	職員人材開発センター 衛生環境研究所 農業大学校 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場 看護専門学校 消防学校 産業人材育成センター 水産試験場 栽培漁業センター 鳥取賀露かっこ館 教育センター 青年の家 少年自然の家 むきばんだ史跡公園 埋蔵文化財センター 県立高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） 聾学校 養護学校 高等特別支援学校（寄宿舎を除く。） 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	65	議会事務局 知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、農業大学校を除く。） 東京本部 関西本部 名古屋代表部 砂丘事務所 消費生活センター 農林水産総務課試験場総務室 取締船 消防防災航空センター 公文書館 総合事務所地域振興局 県税事務所 生活環境事務所 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 農林事務所 鳥獣対策センター 病虫害防除所 境港水産事務所 鳥取空港管理事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 自動車警ら隊 自動車運転免許試験場 警察署
合 計		119	

2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第 1 号	製造・加工	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第 3 号	土木・建築	6	県土整備事務所及び総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	福祉保健事務所及び総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 寄宿舍 病院
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合 計		27	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第 18 条第 2 項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 3 項）
- ・一斉休憩除外許可（労働基準法第 34 条第 2 項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第 36 条第 1 項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第 41 条第 3 号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第 88 条第 1 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 10 条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第 38 条、ボイラー及び圧力容器安全規則第 14 条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 52 条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第 12 条第 1 項及び労働安全衛生規則第 7 条第 2 項等）
- ・その他の業務

四 平成 27 年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	54
解雇予告の除外認定	1
宿直又は日直勤務許可	—
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	33
労働者死傷病報告の受理	8
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	1
落成検査	1
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	48
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	46
合 計	192

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和 51 年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関54事業場に対して、協定に定める1年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

その結果、36協定に違反し月間限度時間を超えて、時間外勤務を職員に行わせていた事業所1事業場に対して、36協定の遵守について文書指導を行った。

五 平成27年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第一種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	1基	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	1基	—
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	2基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
合計	15事業所	9基	12基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(平成28年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29.10. 1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40. 4. 1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40. 4. 1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17. 3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29.10. 1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16.10. 1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16. 9. 1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17.10. 1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36. 1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17. 3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16.10. 1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17. 1. 1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40. 8. 1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40. 8. 1
江府町	日野郡江府町江尾 475	昭和 40. 8. 1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215 (みなとさかみ交流館内)	昭和 33. 4. 1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町1丁目 271 (県町村会内)	昭和 37. 7. 1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町1丁目 271 (県町村会内)	昭和 37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町 1 丁目 1 (米子市役所内)	昭和 37. 10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町 18-2	昭和 47. 11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原 1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和 47. 11. 1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木 277 (鳥取市河原町総合支所内)	昭和 49. 10. 29
日野病院組合	日野郡日野町野田 332 (日野病院内)	平成 8. 7. 15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾 475 (江府町役場内)	昭和 42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	昭和 55. 4. 1
合 計	10 団 体	

3 広域連合

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下 112 (北栄町役場北条庁舎内)	平成 10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	平成 11. 10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島 500 (湯梨浜町役場東郷庁舎内)	平成 19. 12. 20
合 計	3 団 体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第 8 条第 2 項）。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

四 受託事務の取扱状況

- 1 措置要求事案の取扱状況
平成27年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。
- 2 不服申立事案の取扱状況
平成27年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。
- 3 苦情申出事案の取扱状況
平成27年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成27年度中処理事案

	申出人	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
平成27年 - 4号	A	給与に関する疑問	関係者への聞取 及び助言	平成27年11月13日 平成28年2月29日

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(平成28年3月31日現在)

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無

29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57. 2. 6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57. 10. 29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61. 3. 24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63. 12. 27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2. 10. 26	無
41	八頭町図書館司書職員 労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22. 1. 19	無
42	あやめ職員労働組合	日野郡江府町武庫475	単位団体	平成 25. 10. 7	無
43	琴浦町臨時・パート職員 労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26. 2. 27	無

(2) 平成 27 年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		0
変更登録	役員変更	14
	規約変更	3
解散届		1
合計		18

5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成 27 年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年人事委員会規則第 31 号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成 27 年度の人事委員会規則の改正は、1 件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(平成28年4月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	曾我 紀厚	1期目 平成 19. 7. 1～21. 10. 20 2期目 平成 21. 10. 21～25. 10. 20 3期目 平成 25. 10. 21～29. 10. 20	1期目 平成 20. 8. 17～21. 8. 16 2期目 平成 21. 8. 17～22. 8. 16 3期目 平成 22. 8. 19～23. 8. 18 4期目 平成 23. 8. 26～24. 8. 25 5期目 平成 24. 8. 27～25. 8. 26 6期目 平成 25. 8. 27～26. 8. 26 7期目 平成 26. 8. 29～27. 8. 28 8期目 平成 27. 9. 3～28. 9. 2
委員	中原 都	1期目 平成 22. 7. 19～26. 7. 18 2期目 平成 26. 7. 19～30. 7. 18	
委員	上田 博久	1期目 平成 26. 7. 5～27. 7. 22 2期目 平成 27. 7. 23～31. 7. 22	

2 事務局職員

職名	氏名	就任年月日	
事務局 長	三王寺 由道	平成26年4月1日	
次長(兼任用課長)	今岡 誠一	平成28年4月1日	
任用課	(課長)	今岡 誠一	平成28年4月1日
	係長	富山 哲明	平成27年4月1日
	係長	湯ノ口 修	平成28年4月1日
	主事	太田 裕恵	平成23年4月1日
	主事	末次 正和	平成27年4月1日
	主事	岡垣 結子	平成26年4月1日
	主事	河崎 卓哉	平成26年10月1日
給与課	課長	吉野 一朗	平成26年4月1日
	係長	古川 真史	平成27年4月1日
	係長	牧田 茂人	平成28年4月1日
	主事	青砥 恵子	平成26年4月1日
	主事	山名 毅史	平成27年4月1日

(参考) 転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
次長(兼任用課長)	谷口 正博	平成28年3月31日	定年退職
任用課 係長	向井 京子	平成28年4月1日	福祉保健部
給与課 係長	河村 淳	平成28年4月1日	長寿社会課係長 教育委員会事務局
給与課 主事	高橋 和子	平成28年4月1日	小中学校課係長
			総務部 政策法務課係長